

## 【変更届】届出事項・必要書類について

### 訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導(病院・診療所・薬局)

※病院・診療所・薬局については、保険医療機関・保険薬局の指定として近畿厚生局に対しても変更の届出が必要になる場合があります。詳しくは、近畿厚生局にお問い合わせください。

#### ■必要書類

1. 変更届連絡票
2. 変更届出書(別紙様式第一号(五))
3. 添付書類(※届出事項により異なります。以下の表を参照してください。)
4. 返信用封筒(控への返信を希望する場合のみ。返信先を明記して、切手を貼ってください。)

#### ■届出事項・添付書類

##### ◆サービス情報の変更

サービス情報の変更届については、事業所単位での届出となります。例えば同一所在地に同一法人の運営する複数の指定事業所がありそれぞれ移転するような変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出書・添付書類の提出が必要となります。

変更する事項	提出書類	留意点
事業所の名称	・指定に係る記載事項(付表第一号(三)・(四)・(五))	事業所名が定款等で定められている場合は、定款等変更の手続きが必要です。 付表は、各サービスの様式を使用してください。
専用区画等の変更	・平面図(各部屋の用途、面積を明示)	病院・診療所内で実施するサービスになりますので、医療法に基づく変更の手続きが必要なものについては、所管の保健所等で必ず事前に手続きを行ってください。
管理者の氏名及び住所	・指定に係る記載事項(付表第一号(三)・(四)・(五)) ・誓約書(標準様式6)  ※婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合 ・指定に係る記載事項(付表第一号(三)・(四)・(五))	付表は、各サービスの様式を使用してください。
運営規程	・変更後の運営規程	※変更届に運営規程の変更前、変更後の内容を記載してください。 ※従業員数の変更があった場合でも、その度の届出は不要です。但し、指定基準を満たさなくなる場合はこの限りではありません。

◆法人情報の変更 添付書類一覧

変更する事項	提出書類	留意点
法人の名称・法人所在地 (開設者・開設者所在地)	・事業所一覧(参考様式11)	同一法人に、「みなし指定」以外の指定事業所がある場合は、該当するサービスの必要書類を確認してください。
法人代表者の氏名及び住所	・事業所一覧(参考様式11)	法人等情報の変更届については、 <u>法人等単位での届出となります</u> 。同一法人の下に複数の指定事業所がある場合、一事業所からの届出を以って他の全ての事業所からの届出とみなします( <u>事業所一覧の添付必須</u> )。  個人診療所が法人化される場合は新規扱いとなります。